

鳥取県農業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成20年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県農業協同組合法施行細則

農業協同組合法施行規則（昭和38年鳥取県規則第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）組合 県内の区域のみを地区とする農業協同組合をいう。
- （2）農事組合法人 県内の区域のみを地区とする農事組合法人をいう。
- （3）農業協同組合中央会等 県の区域を地区とする農業協同組合中央会（以下「県中央会」という。）及び農業協同組合連合会をいう。
- （4）申請等 法又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年^{大蔵省令}農林水産省令第1号。以下「命令」という。）の規定に基づき知事に対してなされる申請その他の行為をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（申請等に係る提出書類）

第3条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- （1）申請等を行う理由を記載した書類（別表の2の項の中欄の（1）から（18）まで及び（22）並びに同表の3の項、5の項、7の項及び9の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。）
- （2）申請等に係る総会（法第48条第1項の規定により総代会を置く組合にあっては、総代会。以下同じ。）の議事録の謄本又は抄本（別表の2の項の中欄の（2）から（4）まで、（6）、（8）から（19）まで及び（22）に掲げる申請等を行う場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の農業協同組合法施行規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の鳥取県農業協同組合法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
1 組合の発起人	法第59条第1項の規定による組合の設立の認可の申請	ア 設立認可申請書 イ 定款 ウ 初年度及び次年度の事業計画書 エ 設立発起人名簿 オ 法第56条第1項及び法第58条第1項の規定によ

		<p>る公告を行ったことを証する書類</p> <p>カ 設立準備会の議案書及び議事録の謄本</p> <p>キ 創立総会の議案書及び議事録の謄本</p>
2 組合((1)に掲げる申請にあっては、法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う組合)	(1) 法第10条第20項の規定による組合員以外の者の利用割合の限度の特例に係る指定の申請	<p>ア 員外利用割合限度特例指定申請書</p> <p>イ 組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況を記載した書類</p> <p>ウ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(連結財務諸表を含む。)</p> <p>エ 命令第6条の2第1項第3号八及び二に規定する基準を満たすことを証する書類</p>
	(2) 法第11条第1項の規定による信用事業規程の制定の承認の申請	<p>ア 信用事業規程制定承認申請書</p> <p>イ 信用事業規程</p>
	(3) 法第11条第3項の規定による信用事業規程の変更の承認の申請	<p>ア 信用事業規程変更承認申請書</p> <p>イ 信用事業規程の変更箇所の新旧対照表</p>
	(4) 法第11条第3項の規定による信用事業規程の廃止の承認の申請	信用事業規程廃止承認申請書
	(5) 法第11条の4第1項ただし書(同条第2項後段において準用する場合を含む。)の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請	<p>ア 信用供与限度額超過承認申請書</p> <p>イ 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書類</p> <p>ウ 信用の供与を受ける者の財産の状況を記載した書類</p>
	(6) 法第11条の7第1項の規定による共済規程の制定の承認の申請	<p>ア 共済規程制定承認申請書</p> <p>イ 共済規程</p>
	(7) 法第11条の7第3項の規定による共済規程の変更の承認の申請	<p>ア 共済規程変更承認申請書</p> <p>イ 共済規程の変更箇所の新旧対照表</p> <p>ウ 総会の議事録の謄本又は抄本(法第44条第5項の規定により総会の議決を経なかった場合において、理事会で議決した場合にあっては、理事会の議事録の謄本又は抄本)</p>
	(8) 法第11条の7第3項の規定による共済規程の廃止の承認の申請	共済規程廃止承認申請書
	(9) 法第11条の23第1項の規定による信託規程の制定の承認の申請	<p>ア 信託規程制定承認申請書</p> <p>イ 信託規程</p>
	(10) 法第11条の23第3項の規定による信託規程の変更の承認の申請	<p>ア 信託規程変更承認申請書</p> <p>イ 信託規程の変更箇所の新旧対照表</p>
	(11) 法第11条の23第3項の規	信託規程廃止承認申請書

定による信託規程の廃止の承認の申請	
(12) 法第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の制定の承認の申請	ア 宅地等供給事業実施規程制定承認申請書 イ 宅地等供給事業実施規程
(13) 法第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認の申請	ア 宅地等供給事業実施規程変更承認申請書 イ 宅地等供給事業実施規程の変更箇所の新旧対照表
(14) 法第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の廃止の承認の申請	宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書
(15) 法第11条の32第1項の規定による農業経営規程の制定の承認の申請	ア 農業経営規程制定承認申請書 イ 農業経営規程
(16) 法第11条の32第3項の規定による農業経営規程の変更の承認の申請	ア 農業経営規程変更承認申請書 イ 農業経営規程の変更箇所の新旧対照表
(17) 法第11条の32第3項の規定による農業経営規程の廃止の承認の申請	農業経営規程廃止承認申請書
(18) 法第44条第2項の規定による定款の変更の認可の申請	ア 定款変更認可申請書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 法第49条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表並びに法第49条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第92条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。）（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。） エ 法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類（債権者が異議を述べたときに限る。） オ 組合員の全員（出資口数の最低限度の引上げに係る場合にあつては、当該引上げにより追加出資をすべき組合員の全員）が同意したことを証する書類（定款の変更が出資1口の金額の増加又は出資口数の最低限度の引上げに係るものであるときに限る。）
(19) 法第44条第4項の規定による定款の変更の届出	ア 定款変更届出書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の定款
(20) 法第50条の2第7項の規定による信用事業の譲渡の届出	信用事業譲渡届

	(21) 法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による共済事業の譲渡の届出	共済事業譲渡届
	(22) 法第64条第2項の規定による解散の認可の申請	ア 解散認可申請書 イ 法第48条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において解散を議決した組合に限る。)
	(23) 法第64条第4項後段の規定による解散の届出	解散届
	(24) 命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の制定の届出	ア 信用事業方法書制定届出書 イ 信用事業方法書 ウ 理事会の議事録の謄本又は抄本
	(25) 命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の変更の届出	ア 信用事業方法書変更届出書 イ 信用事業方法書の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の信用事業方法書 エ 理事会の議事録の謄本又は抄本
	(26) 命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の廃止の届出	ア 信用事業方法書廃止届出書 イ 理事会の議事録の謄本又は抄本
3 組合又は設立委員	法第65条第2項の規定による合併の認可の申請	ア 合併認可申請書 イ 合併の経過を記載した書類 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本(法第65条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会の議事録の謄本) エ 法第65条第4項において準用する法第49条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。) オ 合併契約書の謄本 カ 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第92条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し キ 合併により存続又は設立される組合の定款 ク 初年度の事業計画書 ケ 法第48条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において合併を議決した場合に限る。) コ 法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。) サ 法第65条の2第3項の規定による公告又は通知の写し(同条第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合に限る。)

		シ 法第66条第1項の規定により選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類(合併によって組合を設立する場合に限る。) ス 命令第57条第1項各号に掲げる書類のうちイからケまでに掲げる書類以外の書類(法第10条第1項第3号の事業を行う組合に限る。)
4 農業協同組合の組合員その他の利害関係人	(1) 法第40条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	ア 一時理事(監事)選任(総会招集)請求書 イ 役員の職務を行う者がない理由及びその年月日を記載した書類 ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類 エ 請求者が利害関係人であることを証する書類
	(2) 法第40条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求	ア 一時代表理事選任請求書 イ 代表理事の職務を行う者がない理由及びその年月日を記載した書類 ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類 エ 請求者が利害関係人であることを証する書類
5 農業協同組合の組合員	(1) 法第94条第1項の規定による検査の請求	ア 検査請求書 イ 組合員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類
	(2) 法第96条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会議決(選挙、当選)取消請求書 イ 組合員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類
6 農事組合法人((5)に掲げる申請等にあつては、出資農事組合法人)	(1) 法第72条の16第4項の規定による成立の届出	ア 成立届 イ 登記事項証明書 ウ 定款
	(2) 法第72条の13第2項の規定による定款の変更の届出	ア 定款変更届 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の定款
	(3) 法第72条の17第2項の規定による解散の届出	ア 解散届 イ 登記事項証明書
	(4) 法第72条の18第3項の規定による合併の届出	ア 合併届 イ 登記事項証明書 ウ 定款(合併により農事組合法人を設立した場合に限る。)
	(5) 法第73条の12の規定による組織変更の届出	ア 組織変更届 イ 登記事項証明書
7 農事組合法人の組合員その他利害関係人	法第73条第2項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任の請求	ア 仮理事選任請求書 イ 請求者が利害関係人であることを証する書類(利害関係人が請求する場合に限る。)
8 農事組合法人の清算人	法第73条第4項において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出	ア 清算終了届 イ 登記事項証明書
9 農業協同組合中央会等の会員	(1) 法第94条第1項の規定による検査の請求	ア 検査請求書 イ 会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを

	証する書類
(2) 法第96条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会議決（選挙、当選）取消請求書 イ 会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類